

下記表中の点数は全て 1 点 = 10 円です。

との保険医療機関の処方箋でも応じます。

2. 調剤基本料()の施設基準に該当します。

3. 1200品目以上の医療用医薬品を揃えています。

4. 地域における医薬品の安定供給を確保するために必要な体制を有しています。

5. 調剤した後発医薬品の数量割合が85%以上の実績を有します。

6. 地域の保険医療機関又は保険薬局に対して在庫状況を共有し、医薬品を分譲した実績を有します。

7. 医療材料及び衛生材料を供給する体制を整備しています。

8. 麻薬小売業者の免許を取得し、必要な指導を行うことが可能です。

9. 取り扱う医薬品に係る情報提供体制を有しています。

10. 平日は1日8時間以上、土曜又は日曜日のいずれかの曜日には一定時間以上開局し、かつ、週45時間以上開局しています。

11. 休日、夜間を含む開局時間外において調剤および在宅業務に対応できる体制を整備しています。

12. 休日、夜間を含む開局時間外の患者さんからの相談に対する応答体制を整えています。

13. 地域の行政機関、保険医療機関、訪問看護ステーション及び福祉関係者等に対して、急患対応等の開局時間外における在宅業務に対応できる体制に係る周知を局員及び同グループ、または地域の行政機関や薬剤師会等を通じて十分にしています。

14. 診療所又は病院及び訪問看護ステーションと円滑な連携を行っています。

15. 医療機関、福祉サービス担当者との連携体制を取っています。

16. 在宅で看護されている患者さんと密に連絡し、必要に応じて服薬指導等を年間[24・49]回以上行った実績を有します。

17. 在宅業務に関する研修(認知症、緩和医療、タミナルケア)を実施し、学会等へ参加しています。

18. プリアホイド事例の把握・収集を行っています。

19. 医療安全に資する取組実績の報告を行っています。

20. 副作用報告に係る手順書の整備をしています。

21. かつうりつ薬剤師が服薬管理指導を行う旨の届出を行っています。

22. 患者さんごとく作成した薬剤服用歴(薬歴)に基づき、服用する医療用医薬品以外の医薬品に関するものを含め、必要な薬学的管理を行い、服用及び保管取扱いの指導を行います。

23. 管理薬剤師は薬局経験5年以上かつ当該薬局在籍1年以上です。

24. 勤務薬剤師の研修計画を作成し、学会発表などを推奨しています。

25. 患者さんのプライバシーに配慮した設備、構造であり、椅子に座った状態での服薬指導が可能です。

26. 一般用医薬品及び要指導医薬品等(基本的な48薬効群)を取り扱っています。

27. 一般用医薬品の販売とともに、健康増進や健康ケアを実施し、生活習慣の改善や疾病の予防に資する取組を行い、必要に応じて医療機関への紹介を行っています。

28. 緊急避妊薬の調剤又は販売を含む女性の健康に係る相談に対して適切に応需・対応し、調剤を行う体制を整備しています。

29. 救い内には禁煙とし、たばこ及び喫煙器具を販売していません。

30. セルフメディケーション関連機器を3つ以上設置しています。

31. 薬事未承認の研究試薬・検査サービスを提供していません。

32. 時間外等及び夜間・休日等の対応実績を有します。

33. 麻薬の調剤実績を有します。

34. 調剤時薬調整及び薬学的有害事象等防止の取組実績を有します。

35. かつうりつ薬剤師による一元的・継続的な服薬管理指導の実績を有します。

36. 外来服薬支援料1の算定実績を有します。

37. 服用薬剤調整支援料の算定実績を有します。

38. 単一建物診療患者(居住者)が1人の場合の訪問薬剤指導実績が240回以上かつその割合が2割以上です。

39. 単一建物診療患者(居住者)が1人の場合の訪問薬剤指導実績が480回以上かつその割合が1割以上です。

40. 医療用医薬品について、注射剤1品目以上を含む6品目以上を備蓄し、必要な薬剤交付及び指導を行うことができます。

41. 無菌室、クリーンベンチまたは安全キャビネットの設備を備え、注射薬等の無菌的製剤が可能です。

42. 服薬情報等提供料の算定実績を有します。

43. 小児特定加算の算定実績を有します。

44. 研修認定を取得した保険薬剤師が地域の他職種と連携する会議に出席しています。

45. 「第二種指定指定医療機関」として都道府県知事の指定を受けた保険薬局です。

46. 新型インフルエンザ等感染症の発生時における必要な体制を整備しています。

47. 災害の発生時における必要な体制を整備しています。

48. 災害の被災状況に応じた対応を習得する研修を薬局内で実施しています。

49. 災害や新興感染症発生時等における薬局の体制や対応について手順書を作成し、職員で共有しています。

50. 災害や新興感染症発生時等において対応可能な体制を確保していることについて、ホームページ等で周知しています。

51. オンライン服薬指導を実施する体制が可能です。

52. 要指導医薬品及び後発医薬品並びに検査キットを販売しています。

53. 直近1年において訪問診療の医療用医薬品に関する算定回数の合計が10回/年以上の実績があります。

54. 直近1年において無菌環境下処理加算の算定回数が1回/年以上の実績があります。

55. 在宅訪問薬剤管理指導等に係る小児特定加算及び小児処置加算の算定回数の合計が6回以上/年の実績があります。

56. 常勤職員で3名以上の保険薬剤師が勤務しており、開局時間中は原則2名以上の薬剤師が常駐しています。

57. 電子情報処理組織の使用による請求を行っています。

58. オンライン資格確認システムを活用して調剤等を実施できる体制を有します。

59. 電子処方箋を受け付ける体制を有しています。

60. 電磁的記録による調剤録及び薬剤服用歴の管理の体制を有しています。

61. 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有しています。

62. サイバーセキュリティの確保のために必要な措置を取っています。

63. 高度管理医療機器の販売業許可を受けています。

64. バイオ医薬品の適切な調剤及び患者さんへの適切な説明が可能であり、バイオ後続品の調剤を行うにつき必要な体制を整備しています。